

山口県報

平成18年
9月15日
(金曜日)

目次

告示

一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）
産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）
公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）

開発行為に関する工事の完了（建築指導課）

公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県告示第四百七十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成十八年九月十五日から同年十月十六日までの間、山口県宇部環境保健所及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年九月十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請者

名称 共英製鋼株式会社

住所 大阪府北区堂島浜一丁目四番一六号

代表者の氏名 高島秀一郎

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

山陽小野田市大字小野田字末広七五二五番三〇

三 一般廃棄物処理施設の種類の最終処分場

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ

五 申請年月日

平成十六年十月二十五日

山口県告示第四百七十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条第二の五第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成十八年九月十五日から同年十月十六日までの間、山口県宇部環境保健所及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年九月十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請者

名称 共英製鋼株式会社

住所 大阪府北区堂島浜一丁目四番一六号

代表者の氏名 高島秀一郎

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

山陽小野田市大字小野田字末広七五二五番一九及び七五二五番三〇

三 産業廃棄物処理施設の種類の管理型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）、陶磁器くず、鋳さい、が

れき類、ばいじん及び十三号廃棄物
 五 申請年月日
 平成十六年十月二十五日



(四九二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年十一月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。
 平成十八年九月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
 平成十八年九月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 みんなのふるさと

代表者の氏名 大田 博司

主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷一六二六番地六

三 定款に記載された目的

高齢者、小学校就学児童、乳幼児等に対し、少子高齢化社会の多様化した問題に配慮して介護予防事業、介護保険事業、学童保育事業、託児事業等を行うことを通じて高齢者の健康寿命の伸長及び意思の尊重並びに子どもの健全育成を図るとともに、世代間交流の輪を広げることにより高齢者及び子どもに優しい住環境の推進を図り、様々な世代の人が安心して住むことができるような地域社会づくりに貢献すること。

(四九二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年十一月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課に

において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
 平成十八年九月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人福祉の店アミーチ

代表者の氏名 西村 良夫

主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷一三二八番地一

(四九三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十八年九月十五日から平成十九年一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。
 平成十八年九月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 防府ショッピングセンター

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社マイカル 住 所 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 川本 敏雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
変更前	岡田 元也
変更後	川本 敏雄

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大規模小売店舗に
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社マイカル

四 届出年月日

平成十八年九月四日
変更年月日

平成十八年五月十七日

(四九四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年九月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市南花岡一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市南花岡一丁目五番一一号
松村 裕明



山口県公安委員会規程第六号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年九月十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の表第十三条の項の次に次のように加える。

第21条の3第1項第4号 濺液用準空気銃製造業等の届出の受理

別表第一の四十二の表第十四条第三項の項の次に次のように加える。

第16条の4第2項	濺液用準空気銃製造等届出書の記載事項の変更の届出書の受理
第16条の4第3項	受理した旨を記載した届出書の交付
第16条の4第4項	事業廃止の届出の受理

附 則

この規程は、平成十八年九月十五日から施行する。

平成十八年九月十五日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）